

志布志市多目的イベント広場指定管理運営基準

1 施設概要

- (1) 名称 志布志市多目的イベント広場
- (2) 所在地 志布志市志布志町志布志二丁目 28 番 28 号
- (3) 面積 建物面積 388.8㎡ 敷地面積 1,480㎡

2 利用時間等

- (1) 利用時間 午前8時30分から午後5時まで
- (2) 休業日 12月29日から翌年の1月3日までの日

3 利用基準

- (1) 志布志市多目的イベント広場は、新たな憩い及び集いの場を整備することにより、市民のふれあい交流の促進及びにぎわいの創出を図り、もって豊かな市民生活及び魅力ある地域社会の実現に寄与することを設置目的としております。

4 利用手続き

- (1) イベント広場を利用される場合は、あらかじめ申請書を提出してください。(企画書添付)
- (2) 指定管理者は、使用申請書を受理後、審査の上、使用の可否について通知します。
- (3) 利用者は、市の条例に基づく次の利用料金を前納してください。(観光特産品協会窓口)

| 種類 | 単位 | 金額 |
|---|--------------|-------|
| 行商、募金その他これらに類する行為をすること。 | 1 平方メートル 1 日 | 210 円 |
| 業として写真又は映画を撮影すること及び興行を行うこと。 | 1 平方メートル 1 日 | 52 円 |
| 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため広場の全部又は一部を独占して使用すること。 | 1 平方メートル 1 日 | 5 円 |

- (4) 利用料金の減免を申請する場合は、減免申請書を提出してください。

5 利用料金の減免

条例で定める利用料金について、「公益上特に必要があると認めるときは、減額し、又は免除することができる」とされており、具体的な基準は、次のとおりとする。

- (1) 国又は地方公共団体が利用する場合
- (2) 市が主催・共催する事業
- (3) 市が後援する事業
- (4) その他、公益上特に必要があると認めるとき

6 利用上の注意

- (1) 利用可能時間は、8時30分から17時までとなります。(準備片づけ含む)
- (2) 電源は、15A100Vの容量のコンセントが10箇所あります。容量を守って正しく使用してください。電源コードはありません。
- (3) イベント等必要な場合は、利用者で発電機・照明設備等を準備してください。
- (4) 机・椅子等の備品等についても利用者で準備してください。
- (5) イベント保険の加入と十分な事故防止対策を講じて、安全確保に努めてください。
- (6) イベント搬入時などに駅前ロータリーに駐車しないでください。
- (7) 騒音等近隣住民に迷惑をかけないように配慮してください。
- (8) イベント終了後は、広場の清掃をしてください。
- (9) 利用により広場及び備品等に毀損が認められた場合は、利用者で原状復帰してください。
- (10) イベント運営については、管理者及び志布志市は一切の責任を負いません。
- (11) イベント開催に際し、関係機関に許可や届出が必要なものは、事前に行ってください。

7 行為の禁止

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害すること
- (2) 広場の施設又は設備の毀損滅失
- (3) 他の利用者に危険を及ぼす行為
- (4) デモ・集会・演説等
- (5) その他広場の管理に支障を及ぼす行為

〒899-7103 志布志市志布志町志布志 2-28-11 (JR 志布志駅構内)
指定管理者 一般社団法人 志布志市観光特産品協会
電話 099-472-8028・FAX 099-473-2345